

**第 6 回 庄内南部地区合併協議会
議会議員定数等検討小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日（月）

場 所：藤 島 町 役 場

第6回庄内南部地区合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

○日 時 平成15年11月17日(月)午後0時00分～

○場 所 藤島町役場 大会議室

○次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議員	榎本 政規	委 員	羽黒町議会議員	富樫 栄一
副委員長	三川町議会議員	大滝助太郎	委 員	櫛引町議会議員	菅原 元
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤 助夫	委 員	三川町議会議員	須藤 栄弘
委 員	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	朝日村議会議員	進藤 篤
委 員	藤島町議会議員	齋藤 久	委 員	朝日村議会議員	井上 時夫
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	温海町議会議員	佐藤甚一郎
委 員	羽黒町議会議員	山口 猛	委 員	温海町議会議員	富樫 栄一

○欠席委員 遠藤 純夫委員

○出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	今野 勝吉
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	鈴木金右門
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主幹	斎藤 雅文	総務係長	渡部 功
総務主査	成田 弘	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	吉住 光正	主事	伊藤 弘治
調査計画主査	土田 宏一		

1 開 会（午後0時00分）

○芳賀 筆事務局長 それでは、ただ今から第6回議会議員定数等検討小委員会を開会いたします。

2 あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、榎本委員長にごあいさつをお願いいたします。

○榎本政規委員長 ご苦勞様でございます。先ほどの専門小委員会に引き続きまして議会議員定数等検討小委員会委員の皆さんには、通常であればお昼ご飯を食べているところですが、12時からということでご協力をいただいて、第6回の検討小委員会を開催させていただきます。

早いもので3月27日に羽黒町さんで第1回を開いてから6回目になるということで、一般の皆さんも議員の皆さんも傍聴席のほうにおいでですし、マスコミ関係者も非常に興味を持って、こんなに集まっていたのではないのかなと思っています。6回目を迎えたということで、そろそろ核心の部分に入ってきたのではないかなというふうに思っております。ただ、先ほどの専門小委員会との絡みもいろいろ出てきているのかなと思いますけれども、少なくとも8月の会長の諮問の答申の時期が12月の定例会前ということでありますので、残されている期日がなくなってまいりました。そういう関係から各市町村議会とも精力的に検討いただいたものと推察しております。本日またご意見を伺いながら何とか一定の方向性、成果を求めてまいりたいと思いますので、ひとつ忌憚のないご意見をいただきながら進めていきますのでよろしくお願いを申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○芳賀 筆事務局長 どうもありがとうございました。それでは引き続き議事に入らせていただきたいと思います。榎本委員長に議長のほうよろしくお願いいたします。

3 合併後の新議会の議員定数及び任期について

○榎本政規委員長 それでは協議に入りまして、3の合併後の新議会の議員定数及び任期についてを議題といたします。

去る5回、10月25日の議会議員定数等検討小委員会においては、なかなか意見の一致を見ないものですから、仮に定数特例を採った場合、各市町村議会における定数はどのぐらいかという話とともに、選挙区についてもオープン選挙にするのか、あるいは選挙区制度を設けるのかについて各議会から検討いただきたいという委員長からのお願いを申し上げておりますので、その辺についての各市町村議会の状況についてお聞きをしたいと思います。毎回鶴岡からとか反対側の温海町からとかということなので、今回はちょっと手法を変えまして、ここは藤島町ですので朝日村さんのほうからずっと櫛引町さん、羽黒町さん、藤島町さん、三川町さん、鶴岡市、そして温海町さんという形で回っていきたいと思いますので、ひとつ朝日村さんからお願いいたします。井上委員さんお願いいたします。

○井上時夫委員 それでは、藤島町ということではまさか私のほうからとは思いませんでしたけれども、私のほうからということでもありますので報告させていただきます。前回25日に会議がありました。その後、うちのほうは、羽黒さん、櫛引さんと議員の懇談会を開きましたし、朝日村の商工会の役員の方とも、議員は半分でしたけれども、懇談会を開いております。その後に特別委員会を開いて、うちのほうは前回の25日に報告しましたとおり、定数特例を使用したほうが良いという意見が多かったものですから、委員長さんが言われましたように定数特例であれば議員は3名ということ、それからオープンか選挙区かということを議題として出したわけですが、最初の委員が今まで3町村の懇談会や商工会の懇談会をいろいろな考えましたところ、その委員は当初定数特例を主張しておりましたけれども、どうも定数特例や在任特例よりもこの議員定数を決めるのがまだ早いのではないかという意見が出されて、その後同じような意見が出ました。そして、先の鶴岡市長選で当選されました市長の新聞紙上でのコメントをどうも理解しがたいところがあると、そんなものですから、定数特例であったけれども在任を使用したほうが良いというような意見が三、四名からあり、結局はこの議員定数を決めるのは4項目でもないものですから、ちょっと早いのではないかという話が出て、せっかく定数特例までということでしたのですけれども、そこで一時ストップしまして、これはまだ早いのではないかということでこちらの協議会の定数等の小委員会のほうに持って行ってくださいということになりましたので、この前から定数特例の人数は変わりませんでしたけれども、そういうようなことで前に進むことはできませんでした。大変申しわけないと思っております。しかし、25日に報告しましたとおり原則を主張する方は、新設合併でするのであればやはり原則でいくべきだと言っておりましたし、定数、在任の特例を使ってという方は新市の計画もまだ見えてこないし、例えば人口比例で原則の34人の議員としていくならば、朝日村は1人もしくはゼロとなるので、先行き不透明で不安がいっぱいあるので何とか特例を使いたいし、また地域審議会的な会議があれば在任特例でなく定数特例でいいのではないかというような意見が出ました。今後、他町村ともまだ話し合いがあるわけですので今回はなかなか一本化にならないようで、定数特例の定数、それからオープン、選挙区までを決定されないのが大変申しわけないのですけれども、以上のような経過でありましたのでご報告いたします。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。続いて、櫛引町さん。

○菅原 元委員 きょうは櫛引の遠藤委員が欠席しておりますので、私から報告させていただきます。今、井上委員からもありましたけれども、羽黒町、櫛引町、朝日村の3町村で研修会がありましたが、その席上でもこの委員の身分、定数についていろいろと議論されました。また、11月に入りまして11月10日に全員協議会を開催して前回の25日に行われたこの会話をしまいいりました。そこで定数特例につきましては、原理原則あるいは在任特例を主張している議員は、やはりこの定数特例でオープン選挙かあるいは委員を何人にすればいいのかはお答えすることができないという話がありまして、であるならばその特例を主張している議員からそれぞれ発言を求め

ました。そうしますと、定数につきましては50人の定数特例でいってほしい、そして選挙区はオープン選挙をしてほしいという趣旨の話が出ました。このオープン選挙につきましてはそれ以外の議員からも出ましたし、今のところ櫛引町ではそういうところで、定数特例についてはそういう話が出たことを報告したいと思います。

なお、本来の原理原則あるいは在任特例等につきましては、今櫛引の議員は15名いますけども、ほぼ拮抗している状況で今回も意見の分かれるところが多くて一致を見ないで終わりましたが、次回の会議ではある方法を用いてなんとか櫛引町の意見としてまとめてみたいなというふうに思っております。今のところこの定数特例につきましては、50人、オープン選挙という意見があったということだけご報告させていただきます。

以上です。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。続いて、羽黒町さん、富樫委員さん。

○富樫栄一委員 それでは、私のほうから羽黒町議会の今回の議会議員定数等の小委員会への報告ということでご報告させていただきます。去る10月25日開催の第5回の庄内南部地区合併協議会の議会議員定数等検討小委員会の結果を受けまして、定数特例とした場合の議員定数と、また選挙区制なのかオープンなのか等々について私どもの特別委員会で11月11日に第4回目の特別委員会を開催いたしました。結論から申し上げますけれども、定数特例の中身についての議論には至りませんでした。従前より私も申し上げましたように羽黒町といたしましては、原理原則でいくべきという意見と特例でいくべきと、それも在任特例でいくべきという意見が圧倒的に多いという経過の下に、この二つの意見がこれまでほぼ同数という経過をたどってきたわけであります。建設計画や協定項目、そういったものがまだ示されていない段階で、なぜ早急に議員定数を決めなければならないのか、公平な議会運営という観点からも定数特例は仕方がないのではないかと、そういった様々な意見が出され、定数特例の中身の議論には至りませんでした。ただ、このまま羽黒町議会としての統一見解がまとまらないままでは、今後の議論に支障を来すのではないかという判断から、原理原則、在任特例の二つの意見がこれまで拮抗しているわけであります。そういった状況から採決をしました。その結果としてやはり在任特例のほうが多かったというところから、今回、羽黒町議会といたしましては在任特例とすべきという統一見解を出させていたきたいと思います。

なお、羽黒町議会の在任特例の提案理由といたしまして、六つほどまとめてまいりました。一つは、市町村合併は首長と執行部と、住民の代表である議会が両輪となり推進して初めて実現できるものである。

二つ目には、7市町村においてはこれまで任意協を通しながら法定協で一貫して、首長と執行部と議会が相互に意見を出し合い合併を進めてきたものであり、そのいずれか一方の努力や熱意が欠けていたとすれば、今日には至っていなかったのではないかなというようにございします。

三つ目には、こうした中、新設合併では制度上首長等が失職するため、合併を進め

てきたもう一方の車輪である議会議員が合併後の過渡期の一定期間在職し、合併協議の経過を踏まえて新市の事務事業執行体制にやはり責任を持つということが不可欠である。

四つ目には、合併で住民の意見が行政に届きにくくなるとの懸念もあり、新市においては何らかの施策をもって当該地域の住民が自らの発意と負担でそれらの施策が実施され機能するまでの間は、やはり地域の声を新市の市政に反映する役割は主に議会議員が担う必要がある。

また５番といたしまして、特に合併時のそれぞれの旧市町村の決算審査、また新市の予算審査等を通じて新市の事務事業執行に責任を持ち、さらに地域の声を反映させることを考慮すると、合併時の決算審査を踏まえた次年度の予算審査まで行うことが適当であり、やはり在任特例で実施すべきである。

最後に６番目といたしましては、在任特例期間中においては、７市町村議会が一体となりそれぞれのこれまでの取り組みを発展させ、議会の立法機能や行政監督機能を強化し、新しい議会の基盤をつくる必要がある。さらに新たな住民主導のまちづくりに向けた取り組みを議会の立場から育て、新市が地方分権時代にふさわしい自立した自治体となることを目指す必要がある。

以上の点から今回、羽黒町議会といたしましては在任特例で実施するべきであるというような意見にまとまりました。なお、皆様方から率直なるご意見を賜りたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。続いて、藤島町さん、押井委員さん。

○押井喜一委員 藤島といたしましても先般のこの委員会後に、特別委員会ということではなしに議員協議会という中でいろいろ議論してまいりました。その間に振興審議会の委員の皆さん、そして町内会長の皆さんからのご意見、あるいは意見交換会ということで町民の皆さんからのいろんなお考えもお聞きしてきたところであります。この間委員長のほうからご提案ありました定数特例について議論していただきたいということでございましたけれども、藤島としてはそのことについては議論できませんでした。今までそれぞれの町村でお話があったように、まず富塚市長に対するいろんな意味での、マスコミ等あるいはいろんな場面での発言に対する不信感と言ったらちょっと語弊があるんですけども、そういうことに対する批判もございました。どうも鶴岡市の思いどおりに事が進んでいるのではないかというふうな意見も多くございました。そういったことから、やはり新市の名称なり議員定数ということについては、その部分からこの合併というものをしっかり見届けてやっていかねばならないという意見、在任特例という主張をする議員はそういうふうな状況でございます。いろいろ私のほうも個々の議員からこの議員定数、議員の選挙についての考えを再度確認を取ったところでございます。それで、原則３４名の議員定数で設置選挙を行うべきだという議員が現在７名でございます。それから、定数特例というものを議論すべきだと主張する議員が２名ございました。それから、在任特例ということを経営する議員が７

名、そのほか2名の方は合併そのものに反対ですから議論に加わらないという考えでございます。以上で藤島の議会としては、統一見解ということについてはこれからのこの委員会での協議の推移を見ながら改めて議論していく必要があるのではないかと考えております。現在そういう状況でありますし、ただ一番肝心なところがこれからの地域審議会であり、そういった部分がやっぱり明確になってこない、この合併そのものが鶴岡市の主導によって行われているという考えが捨てきれないという部分がありますので、そういう部分についてもいろいろ議論しなければならないのではないかなと思っています。以上であります。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。続いて、三川町さん、須藤委員さん。

○須藤栄弘委員 去る10月25日の小委員会で委員長が言った意見を受けまして11月4日に特別委員会を開催しました。その中で、結論から申し上げますと定数特例につきましては議論にならなかったということでございます。従来どおり在任という意見が多くございました。住民の意思が十分反映される体制が望ましいという考え方は変わっていないようであります。しかし、地域の意見等をどのような形で新市のまちづくりに反映させていくのかという組織体制がまだはっきりしていないこともあるのかなと思います。在任特例の中でもいろんな意見が出まして、在任1年、報酬据え置きと、このような形が住民の理解が得られるのではないかなというような意見もございました。しかし、構成町村の考え方等を参考にしながら今後十分検討してまいりたいと思います。以上であります。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。続いて、鶴岡市、本城委員さん。

○本城昭一委員 鶴岡は前回のこの委員会を受けまして、市の特別委員会に報告をし、意見聴取をしたところであります。その結果鶴岡は34名という原則を主張してきたわけです。あと、在任特例という主張がこれまで1自治体であったということから、このままでは前に進まないという観点で前回定数特例も検討してきたらどうかという提案を鶴岡としてしたところでありますが、そのことについては逆に議員からお叱りを受けたということではないですが、原則を主張しながらなぜそれをするのかという意見が多かったのです。したがって鶴岡としては合併方式とともに原理原則は一連のものだと、この考えは変わりないんです。ただ、前回提案したとおり、七つが一緒になるという目標を持っているわけですから、これで壁をつくって前に進まないということではいけないということで前回ご提案申し上げて、ほかの町村から数字も含めた提案があるだろうと、それには柔軟に対応していこうという感覚でこの間申し上げたところでありますが、きょうのお話を聞くとそういうものはないというふうに判断されますので、私どもも原則はそのままということになるのかなと思います。きょうの結果を踏まえて、委員長としては鶴岡の対応をもう少し柔軟にという提案をしたいと思っていたのですが、それはちょっと今回はできないなということで、がっかりしているところであります。ただ、話を聞いた中で特に感じるのは鶴岡に対する不信感

たいなものが言葉の中に随所に出てくるものですから、これについては私は誠意を持って合併方式についてもそういう話をしてきたつもりだったのですが、そういうものであればこれは合併そのものが前に進まないのではないかなという感じを受けたところであります。人口が多いからそういう印象を受けるという住民の気持ちはよくわかるのですが、しかしこれまでの取り組みから、あるいは進め方まで含めて、そういう意識を持った人はいなかったのではないかなと思いますので、その辺もこの次の全体の協議会の中で、首長さんの意見を私は一遍も聞いたことがありませんので、首長さんの意見を聞きながら本当にやるのかどうかということを詰めていかなければならない合併協議会になるのではないかなというふうに今感じているところです。以上です。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。最後に温海町さんお願いします、佐藤委員さん。

○佐藤甚一郎委員 温海は前回の第5回に申し上げました定数から変わっておりません。ただそのときに私は強調しなかったかと思うんですが、この定数については選挙区ありと、選挙区に基づく定数という考え方ですので、それを付け加えたいと思います。あとは内容の説明は前回申し上げましたから、今回は最初の発言はこれでとどめたいと思います。

○榎本政規委員長 ありがとうございます。

法定協が設置されてから1年と1か月ほど経ちました。議員定数についても第1回が本年の3月27日でありました。その後各市町村議会でも統一地方選挙を受けて断続的にやってきて今回で6回になります。その間、8月21日に富塚会長のほうからこの議員定数等検討小委員会に対して議員の定数について12月の定例会前までに答申をしていただきたいということを受けております。諮問を受けてからでさえもう既に3か月になろうとしているところであります。そういう意味で言えば、私ども議会が議員定数並びに合併について検討する機会というのは非常に大きかったのではないかと考えています。委員長の力不足もあるのでしょうか、いまだに議会の中で結論を見いだせない、藤島町の場合今7人、2人という形で人数を入れて発言があったわけですが、委員長からすればあと何か月、何年かければ議員定数を決められるのかというのは議会として真摯に受け止めていただければと、少なくとも12月の定例会前までに結論をいただきたいということに対して、私ども議会人としてこれは結論を出せませんでしたということはないのかなと。ある一定の理由がついて、これはどうしてもできないというような理由づけができるとすれば、その辺も含めて検討せざるを得ないのかなと思います。

今各市町村議会から、去る10月25日の委員長の提案によります定数特例あるいは選挙区の問題も含めて検討をお願いしたいということも、各市町村議会で検討されたことが発表されたわけですが、これに対して各委員の皆さんから本音の世界で質疑応答があればお願いしたいと思います。

じゃあ、私のほうから2点ぐらいお聞きしたいのですが、地域審議会の話が出

てまいりました。例えば地域審議会がこの法定協の中できちんとした形で見えてくる、あるいは協議会の中で地域審議会を設置するとなったら、議員定数は決まるのでしょうか。それとも地域審議会が各旧町村単位に設置された場合は議会は原則でいいのか、その辺の考え方を地域審議会の設置を主張されている議会の皆さんからちょっとお聞きしたいのですけども。

○**本城昭一委員** 地域審議会というのは何ですか。全体の会議で出ましたか、私は初耳です。予算権を持たせるようにしなさいというような意見が出たことは聞いていますが、地域審議会を設けるという話は初めてですし、議会との関わりでどうなるのか、権限はどうか、そういうもののない地域審議会という話はそもそもおかしいです、私としてはですけども。

○**櫻本政規委員長** 委員長としては地域審議会を今の議員定数に絡めて報告のあったところがあるものですから、当然その地域審議会の位置づけというのはまだ法定協の中では何もされていませんので、提案された議会の皆さんの地域審議会というのは一体どういうものなのかということがないと論議の進めようがないので、本城委員が言われているとおり協議会の中で地域審議会のことは、第一小委員会で話をされているのは私も第一小委員会には直接所属しておりませんので、その辺も含めて考えがあれば。

○**進藤 篤委員** 私は第一小委員会の委員長をしておりますして午前中も話がありました。

この地域審議会については前回の会議の中では、私はワンクッション置いた地域審議会的なものを設けるべきだと話をした経過があります。これは議事録を見てもらえばわかりますので言いますが、やはり合併をするということになると、私は朝日村ですが特に地域の住民は、議員の数が1人あるいは2人、その辺になると非常に声が届かなくなると、忘れられるのではないかなというような意見まで出まして、何とか今までの継続した形での、朝日村は14人いるわけですが、その声の届くような行政システムをやるべきだという意見が住民の中からも出ています。議員の数が減るのは、これは法律ですからある程度やむを得ないということを思うわけですが、急にそのように変わるとということには非常に抵抗があるということですので、何とか地域の声を聞くあるいは行政を公平に執行するという意味でも、議会からワンクッションを置いた地域審議会、名前のつけ方が適当かどうか私はわかりませんが、地域の声が届くようなシステムとするためにもぜひともこれが必要だということで前回申し上げました。

そしてまたきょうの第一小委員会でも、時間の大半をつぶしてこのことに集約した意見が出たわけですが、やっぱりどこの町もそういう意見がありましたし、そのような住民の意識が少しでも、合併しても何とか声がつながっていくと、そういうことであれば議員定数は原則34名でもやむを得ないのではないかなというような声も、私個人的にはそういう考えも出てくるだろうし、そしてまた定数特例は1回限りの特例だけれども、それも一つの考え方として受け入れられるのではないかと思います。当然在任特例ということも意見が出ていますけども、この在任特例を主張する方々は、今までの決算あるいは新しい行政システムの骨子が見えないうちはなぜ早く議員定数を

決めなければならないのかというようなことも考え方の中にあると思いますが、地域審議会的なものを置くことによってそれも解消されるだろうと私は思います。第一小委員会の中でも様々な意見が出ましたけれども、そのことはぜひとも今後の小委員会なり協議会での意見の集約の場に出していこうということでの話し合いがなされましたし、みんな非常に重く受け止めたのではないかと思いますし、私もそのことを主張したいものだと思った次第です。決して地域審議会が今初めて出た意見ではありませんので、改めて申し添えておきます。

○大滝助太郎委員 今、朝日の議長さんから発言がありましたけども、やはりこの会のこれまでの会の中身を見ますと、なかなか内容的な議論がされないままにどの方法がいいのかというふうな感じがしています。そんなことで今もそれぞれの議会の実情をお話があったわけですけども、なかなか進行していないように見えますが、私はかなり進んでいるというように見えています。それはどういうことかということ、一つは新市の姿がなかなか見えてこないということの前提に立ったそれぞれの最後の詰めがまだできないということです。まず私もそれを先取りしてといいますか、最低こういうふうなこれからの新市の機構といいますか、地域の方々の意見をまとめるような、これは議会と違った別の、先ほどありました地域審議会というような、これは合併特例法の中で設置できるということになっていきますので、ただ中身をどうするかということは協議会の中で決めることなので、議員が非常に少なくなるということで地域の今までのいろんな意見が通らなくなってしまうのではないかとこの心配に対して今いろいろ意見を言っているの、そういうことに対してなるべくそういう意見を救うような手立てとして地域審議会というものが出てきているわけです。そういう方法でまず心配を取り除きたいということをここで確認していただいて、それで前回の協議会では一般の識見者の方々からできれば在任ということは避けてもらいたいということがあったわけですので、まず我々の心配するところを何とかここでまとめて、それをできるだけその心配を除くような方策の一つとして、先ほどあった地域審議会ということですので、これは中身がどうなのかということはこれから検討することになりますので、そういう意味を含めて内容的に在任とかそういうものの心配するところをなくする一つの手段として地域審議会をこの会で認めてもらうということで、私はそういうことができれば次のステップの案というものをたたき台にして、きょうすぐ結論を出さなくとも、地域審議会をまず良しとして、次のステップについて原理原則でいくあるいは定数特例ということ各議会に持ち帰るということで、内容的にはお互いに心配していることのひとつとして地域審議会ということが出てきましたので、これをひとつ鶴岡市さんから何とかお認めをいただいて、新たな段階の提示をもう一度各議会に帰って、心配のひとつとしては何とかこれで鶴岡市さんからは飲んでいただくということで、次のステップに行けるのではないかと思いますので、鶴岡市の皆さんからのご意見をいただいて、いつまでも同じ段階でなくて内容を踏まえて次のステップに行くというのが、それぞれ議会に帰った場合に納得していただける条件ではないかと思いますのでよろしくお願いします。

○菅原 元委員 櫛引町ではやはりこの地域審議会の設置を望みたいという声があります。特に今、町では平成17年から向こう10年間の町の振興計画を策定しているわけですが、これらも新市建設に向けて住民からはこの達成度あるいは実施状況等を見届ける必要があるのだという関係で、やはり地域審議会はどうしても必要だという意見が多く出されておりますし、また町の議会からもそのような意見があります。そういうことで、今三川さんあるいは朝日村さんからお話がありましたように地域審議会らしいものは設置するべきであると思いますけども、町の意見としてはそのようなことであります。

○榎本政規委員長 今、地域審議会という話題が提供されたものですから、これについてご意見のある方...

○本城昭一委員 地域審議会というのは、この定数検討小委員会では初めて出た問題です。定数との関わりで地域審議会という意見は初めて聞きました。

○進藤 篤委員 私、言いました。

○本城昭一委員 この議員定数検討小委員会です。そこは審議会というのは何のためにという機能で、自治法に定められた議会があるわけですから、議決権はあるのですかということも含めてなぜつくるのかということがわからないと、クッションだとかそういうことだけでは、私はこの場で鶴岡さんなんて言われてもはいそうですかとはいきません。これは出た話ですから、持ち帰って市の特別委員会にかけるとはやぶさかではありませんが、この場でそれはいい方法ですね、はいやりましょうというわけにはいきません。我々の立場からいくと全然意味がわからない。人数がどうであれ議員が選ばれて、そして議会ができるのに、各地区に七つの審議会としてそれをどういうふうに市政に反映させるのですか。やっぱり議員を通さなければだめでしょう。そういうものも全然ないままに審議会の設置を鶴岡が認めればできるんだという話では、私は困ると思います。そういうことで、ここでそうですかとはいかない。もっと具体的な話を聞きながら、鶴岡市の特別委員会の人たちに諮らなければならない重大問題だと思います。

○齋藤 久委員 この議員定数等検討小委員会です。今地域審議会等の設置については決められないのかもしれませんが、私たち周辺部でいろいろ主張しておりますのは、前の委員からも出たとおり、合併についての周辺部への配慮、あるいは旧町村への安心感を与えてくださいというようなことで、いろいろ地域のことを地域で協議できるような、地方分権に合わせたようなスタイルを合併に望んでいるわけです。確かにいろいろな地域審議会等への組織の権能などは具体的には専門小委員会でも議論しておりますけれども、協定事項にもまだ明確に載っていないということで細かなところまでは議論できませんでした。我々はそういうところを早くテーブルに載せて、合併前に具体的に約束をしていただければ、この定数の問題についても在任ではなく、せっか

く新設でいくのであれば原則論を唱える議員も増えてくるのではないかという個人的な見解を持っておりますけれども、本庁と支庁間の行政機能のあり方などについてもいろいろ議論はしておりますが、議員や住民へは伝わっていったいないというようなことから、名目は新設合併というけれども内容は吸収されるのではないかという懸念が多くあるのです。ですからこの定数等の検討と同時に、今言われております審議会の設置、審議会等名称、機能の持たせ方もいろいろなやり方があるわけですが、それぞれの旧市町村単位での地域振興に関わるいろんな諮問を受けられるような機関をつくっていくべきだと思いますし、事務所についても鶴岡市役所ということは決まっておりますが、それぞれの町、村の役場への役割も明確にいただければ、定数等についてももう少し進んだ意見というのは、原則論に近づいていくのではないかと私は思っております。

○押井喜一委員 ただ今齋藤議長が言ったことに尽きると思うんですけども、私は個人的には定数と地域審議会といった組織とはリンクさせるべきでないというふうに思っています。この合併は確かに富塚会長が言っているように、背景には財政難というような非常に切羽詰まった状況、その中での合併ということを主張されておるわけですが、それは間違いないと思いますが、ただ私もやはりこの合併ということで新しい地域あるいは新しいまちづくりをするんだという前向きな姿勢で向かっていきたいと、でなければ住民は納得しないだろうと思っています。ですから、私は今地方制度審議会等でも言われている地域内での分権、それぞれ今までの歴史ある、伝統ある地域の中でそれぞれの考え方でこれからも地域づくりをやっていけるような方法というものを明確にして、合併の議論をすべきだと考えます。ですから地域審議会での権限ということについて、まだはっきりしたイメージはできないわけですが、地域を良くしていきたいという思いの方々がそれぞれ今までの議会とは違った形でできるような組織というものを想定しています。例えば今の各町村の役場が支所になるんでしょうか、サテライト方式というのも我々はどういうふうなことなのかイメージできない。総合支庁というようなことになるのか、その辺の根本的な骨格を明確にしながらやっていかないと、先行して議員定数と議会の選挙ということなものですから、議員の皆さんもいろいろ今の合併の議論に対しての不信感があるということなものです。その辺を十分理解していただきたい。特に新市の名称についても、いろいろ鶴岡の思いはあるんでしょうけども、各市町村それぞれ今までの名前がある、そういった背景も考えていただきたい。民意を問ういろんな方法もあるということを手を主張してきているわけですが、それすらも明確な方策が取られていない。ですからその面での不信感というかそういうものが出てきているような気がいたします。そういう意味で、鶴岡市は大きな都市でもあるわけですが、真摯な態度で名称にしても、いろいろなことに関しても、もっと減少する我々の町村を理解できるような態度、姿勢というものも必要ではないかというふうに考えますので、その辺も十分これからいろんな委員会での議論をしていただきたいと思っています。

○榎本政規委員長 私は委員長という立場で、非常に私の意見を言いにくい立場にある

のですけども、名称はこの場で検討することではないのですが、鶴岡市が鶴岡市として名称を主張したのは町村の意向を全く無視しているなんて考えはありません。逆にこのことだけを言わせてもらえば、町村の皆さんがどうして自分たちの町名を主張しないで公募としたのかと、私が皆さんの立場であれば旧町名を何とかしてもらいたいというのが筋であるのかなと思っています。それだけは全く別の話で脱線しました。

○須藤栄弘委員 地域審議会というのは多くの意見が前から出ていますし、現在も多くの声が出ているわけです。現在の市町村にも振興審議会あるいはまちづくり委員会等が設置されていると思います。それらの延長みたいな感じでないかなと思っています。地域づくりに対しての提言をする機関という性格でないかなと思っています。多くの意見が出ているわけですから、これは持ち帰って検討していかないと前に進まないと思います。

○榎本政規委員長 羽黒町さんで今年、新たな10か年の総合計画をつくるということですので、総合計画の審議会あるいは地域振興計画の審議会というものが基本的にはどこの町村でもあるのだと思うんです。15年でつくってこれから10年ですから、当然その中には合併が入ってくるので、そういう組織的なものは緩やかな形のものに残っていくのかなと思っているので、改めて合併に向けての地域審議会というのはどういう位置づけをしていくのかというのは、果たしてこの場で決めるのが筋なのかというのは、非常に難しいところがあるのではないかなと思います。

○山口 猛委員 地域審議会については、合併特例法で設置することができるということになっております。そこで私のほうの議員の定数、任期についてのお話をお聞きしますと、やはり先ほど言われました新市の計画なりが見えてこないということが一番心配されております。そこで、地域審議会を設ければ、定数特例が原則という話に今若干進んでいるわけです。具体的に例を出しますが鶴岡市さんは10万の人口で現在28名の議員になっておりますが、法定数であれば34名まで認められておりますが28名ということです。他の6町村は、これも全部法定の範囲内で18人、16人、15人、14人というような議員定数になっておりますが、例えば鶴岡市さんが28から原理原則でいく場合であれば人口的には6名減になるわけです。しかし他の6町村は、例えば私のほうは18名ですが2人ということになれば、特に羽黒の地域の声の新市のいろんな計画等には届かないという意見もあるわけです。そこで先ほど副議長のほうから発表のありましたように、いろんな懸念される問題があるので、それを各市町村の議員の方々の理解を得ないと、この小委員会で12月まで結論を出すのは私は早いのではないかなというふうに思います。もっと見えた段階でこの問題は議論してもいいと、会長は求めているわけですが、この会としては私はもう少し時期を延ばして議論すべきものではないかなと思いますので、そのように委員長からも計らっていただければと思います。

○榎本政規委員長 山口委員さんから12月の定例会前までの答申というのを少し先送

りというご意見が出ました。ただ地域審議会については各委員の皆さんからご意見をいただきたいわけで、温海町の佐藤委員さんなり富樫委員さん、地域審議会についてはどうお考えでしょうか。

○**佐藤甚一郎委員** 地域審議会というものをあまりよく理解していないかと思います。というのは審議会というのは元々長の諮問機関にすぎないわけですから、これを平たく言ってしまえば、長が諮問案を提出し、それに基づいて審議をし、そして良ければ良しというスタイルがずっとあると思っておりました。ただ、この合併に伴って特例の中に地域審議会というものを際立たせている部分がどうもあるというふうに聞いています。それはすなわちは、当初のころは何となく町会議員を辞めた人の受け皿みたいなニュアンスで私どもは捉えておったことが随分ありました。そうではないというところがあるところが出てきて、聞いてみればそうではないのだなというところまで今考えているのですが、ただそれがどうなりましょうか、正直言って私はちょっとわかりません。それにどういう考えを持つかということ意見を申し上げられませんが、ただ、今委員長が言っておりますのは、合併の中で地域審議会というものを際立たせているというその部分をどういう形で強化していくのかというあたりを問われていると思うんですが、そういう点からすれば多少とも今までの審議会よりは、当然予算権とかそうした権能というのはないというふうに理解したほうがいいと思うんですが、かなり幅広くしかも強力にこの審議会というものを位置づけると、長がそういう位置づけをしなければこれはできないわけなんです、長のほうでそういう位置づけでもって進めるということであれば、二重構造になるという危険性を当然排除した上での話なんです、ある一定の力を持たせるというような理解をすれば、簡単に言えば新市の長がそれらの方々のご意見に十分耳を貸す、配慮するというような合併の文章化はできないのしょうけれども、地域審議会の生い立ち、成り立ちというものを踏まえた形で新市の運営がされれば、それはそれで大きな意味があるのではないかと思ったりもします。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。
地域審議会についてその他皆さんご意見が...

○**進藤 篤委員** この議員定数の小委員会で、なぜ地域審議会だということなんですけれども、私は考え方として、各町村で考えている今の合併の中での議員定数が原則でいくべきだと思うけども、何で在任特例だと、何で定数特例だと、その部分を考えた場合に、やっぱり住民にとっては我々もそうですし、地域のことが忘れられるのではないかなという心配とか、あるいは行政サービスが悪くなるのではないかなとか、いろんな心配材料があるために、そしてまた自分たちの今までの旧自治体の町村の状況の把握をしながら新しいまちづくりに向かっての計画がスムーズに上がっていくのかどうかと、そういう不安が、心配があるわけです。そんなことからしてワンクッション置いた地域審議会的なものがあれば、これは今温海の議長さんがおっしゃるようにそれこそ首長の諮問機関になるかもしれませんが、私は性格は今後詰めていかなければな

らないと思うし、それはそれで結構だと思うんです。あくまでもそれは予算権とか執行権とかそういうものはまず別に置いてという形で結構だと思うんです。そういう意味で地域の声が届くように、あるいはサービスが届くようにということでそういう機関を設ければ、今の在任特例あるいは定数特例も大幅な68という数字も出てこないのではないかと、そんな気持ちが私はあるもんですから、やっぱりそういう意味でも地域審議会的なものを置くべきだろうと、そうすればおのずと今主張している特例措置も割と我々議会議員の立場としても責任が少しは肩の荷が下りるというような感じで進むのではないかなというような考えもあるもんですから、私はそういうことを前回は申し上げたつもりです。この議員定数小委員会のこの定数が決して一人歩きするものではないし、それぞれの相互作用があって初めてできるものだというふうに思っていますので、いろんな関連する事柄を考えておるもんですから、そんなことを発言しましたし、そのようなことです。

○榎本政規委員長 皆さんのいろんな意見が出たところですけども、ただ委員長とすれば地域審議会ありきの議員定数の検討というのは、議員定数を検討する上ではいささか違うんじゃないかなと思います。ということは、議会がここで地域審議会の設置を基にして議員定数を決めたとなると、この地域審議会の重さは議会がその重要性を認めて設置させたということになりますので、すべてこの地域審議会に出されたものに対して私たちはどういう立場で新たな議会をやっていくのかということに非常に大きく重しになっていくんじゃないかなと私は思います。例えば、こういう事例が出るんだと思います。すべての町村に地域審議会がありました。原則選挙でやったらその町に1人も議員がおりませんでしたと。可能性として原則論でいったときになきにしてもあらずなわけですけど、そうなったときにこの地域審議会の意見は私たち議会を飛び越してただ当局と地域審議会の話し合いになってしまうおそれがあるんじゃないか、そういうことも考えられますので、私議員としてはこの地域審議会を重い存在として設置するという方向で議員定数を決めるというのは議員定数の決め方の本論からは外れるんじゃないかなと。先ほど温海の議長さんが言われたとおり地域審議会というのはあくまでも諮問機関にしかならないと思います。例えば合併特例法の5条の4で地域審議会を設置したとしても、この地域審議会は議会に代わるものではないというふうに認識をしていますのでその辺も含めて、ただ鶴岡市とあと温海町さんははっきり申し上げておりませんが、ほかの町村の皆さんからは地域審議会についてのことを法定協の中でというような話でありますものですから、この辺先ほど鶴岡の本城委員からも議会に持ち帰るのはやぶさかでないということではありますが、ただそれを基に議員定数を決めるというのは、ちょっとこの委員会としていささか私は恥ずかしいと言ったらおかしいんですけども、そう思っているところであります。ただこれは皆さんのご意見がそうであれば委員長として取り計らいをしながらやっていくことはやぶさかではありません。ただ地域審議会に関しては当局のほうで何か考えていることがありましたらちょっと、なければないで結構です。ただこれは、法定協の会長さんあるいは各町村の首長さんのご意見も当然どう考えているのかというのは非常に重要なことだと思いますので、その辺も含めて、事務局長。

○**芳賀 筆事務局長** 今の審議会の関係は、ひな形の中にはできる規定で入ってきていますけれども、一般論としてはそういうものもあるよという話はしていますけども、この南部の協議会で具体的な議題として今まで取り上げてきておりませんので、今のところその問題については出ておらないところであります。

○**山口 猛委員** 今、委員長が言うように特例法の5条の4で規定されているわけですが、これは置いても置かなくてもいいわけです。置くことができるという解釈です。それで全市町村に置かなければならないということでもないわけです。ただもし設置しようとするのであれば、この法定協の中で地域審議会を置くと、こういうふうに決定すれば、新市に入ればすぐに動くわけです。それはそれとして、私はこの地域審議会はどこでなく全体の中で、皆委員になっておりますので、そこで議論すべき問題であると思います。それできょうのこの定数の小委員会については、各市町村の集約した意見として原則、在任、定数、三つに分かれているわけですので、これを先ほども言ったように12月に富塚会長に答申するには私は時期が早いと、こういうことですので委員長から皆さんのご意見を取り計らいをお願いします。

○**榎本政規委員長** 山口委員さんにまとめていただいたようなことなんですけども、地域審議会というのはここで決めることではないということは、それは重々私もわかっておりますし、その件に関しては法定協全体の中でお話をさせていただくほうがいいのかなと、また先ほど言いましたとおり地域審議会があるなしに関わらず私は議員定数というのは違うものだと思っていますけども、これは町村の皆さんとの意見の違いですので、これはそれであれとして、今山口委員さんから言われましたとおりであります。鶴岡が決まっております。羽黒町は現在のところ現在在任特例で議会が決定をしたというようなことであります。三川町さんに関しては前から在任特例と決まっておりますので、それから温海町さんは定数特例で選挙区選挙というようなことで議会の集約をしています。櫛引町さんの定数50オープンというのはこれは議会の決定ではないですね、そういう意見もあるということですね。そうすれば藤島、櫛引町さん、朝日村さんでいつの時点になれば先ほど言った地域審議会の問題を抜きにして時期的な問題を取って、少なくともこういう意見であったのでこれ以上は進めないよという形のものを出さなければ、これ以上は前に進まないわけです。各町村が意見集約できないとすれば、私としては富塚会長のほうに議会としては6回まで検討してきたけれども、6回の段階では集約できませんと、答申として集約することはできませんでしたという答申を出す、委員長としては非常に恥ずかしいんですけども出さざるを得ない。それを受けて富塚会長がどのような見解を示されるか、あるいは私どもがなお1か月の猶予をいただきたいと、果たして1か月間で結論を出せるのかというのを含めて、この辺を皆さんからご検討いただきたいと思います。

○**押井喜一委員** 先ほど藤島町議会の状況についてお話をいたしました。委員長は一定の方向を各議会で示すべきだというようなことなんですけども、うちはこの状況です

から、一定の方向というのはなかなか難しいだろうと。きょうの段階でも各町村の見解がそれぞれ違うわけです。最終的にじゃあそれぞれ町村で取りまとめをして、手挙げ方式で採決してこの選挙制度について決定をするのか。前からも言っているようにそれぞれの町村を拝見して我々も発言をしているわけです。ですからそういった背景を基にこの小委員会の中で議論をして、ただ単に自分たちの議会のことだけでなしにどうあればいいかということを経験しないかぎりには、じゃあ最終的に取りまとめをして手を挙げてどっちが多いからこの制度でいくと、答申ですから決定とはならないわけですが、そういう方法でやるということも私は非常に問題なのではないかなと思います。ですから、在任というところもある、定数でいくべきだということもある、我々みたいに方向づけできないところもある、これらを背景にしてお互いにフランクに議論をして、ある程度こういうものでどうだろうかということを経験に投げかけてやるというか、その議論も必要じゃないかなと思っています。ただ単に我々だけで方向性を示したところでまたここでどういう状況になるかわからないということになるものですから。

○**榎本政規委員長** そういうつもりで前回定数にした場合、各町村でいったい何人だったら自分たちの町村の意見も反映できるし、これだったらというのを検討いただきたいというような話のつもりで私は申し上げたのです。今、押井委員さんから言われたとおり、藤島町は7人対7人対2人ですので、何らかのものを出さなければ町単独でも決められないとすれば、ある一定のテーマを与えて論議をしていただかなければ前に進まないわけです。ここの委員会そのものだって各町村がばらばらですので、いつかの時点ではこういうものでどうでしょうというものを出さないといけないわけですが、そこまでも行き着いてないという現実を見れば、じゃあ私から委員長提案で何人にしますよと、各議会に持ち帰ってこれで検討してくださいというわけには、今の段階では私はならないのかなと思っているものですから、その辺も含めて、今押井委員さんからここで自由にフランクに討議しましょうということを言われていますけども、今までもそういうふうにしてきたんですけども、議会としての意見も個人的な意見も含めて皆さんからお話し合いをしていただいたというつもりでありますものですから、ただ少なくとも議会として決め得ないという状況はわかりますけど、ほかの議会が決めてきてうちだけではできないというのじゃなくて、やっぱりある一定の方向性は出していないと、それをしてたたき台にしないと進まないという現実があるわけです。

○**菅原 元委員** 今まだ決定しないのは櫛引、朝日、藤島、この三町村ですけども、一応櫛引としては12月定例会前までは結論を出すということでこれまで何回となく協議しておりますので、きょうの話し合いの中身も皆さんに報告しながら、最終的には12月定例会前までは決定したいなというふうに思っております。

○**井上時夫委員** 朝日村も今、櫛引さんは12月までには一定の方向を出すということですので、その話もしましたけども、まず定数よりももっと別のほうが先なの

でないかと、さっき言いましたように地域審議会的な審議会が設置されれば、今よりはうちのほうは進むと思います。

○**齋藤 久委員** 藤島町としてもいつまでも結論を出さなくてもよいという考えでは決してありません。いろいろ悩んでおりますけれども、確かにこの小委員会で地域審議会等の設置を決められないのは私も十分わかりますが、どうしても周辺部の不安であるこれからの特色づけとして十分可能性ある地域特色をもっと光らせる新しいまちづくりだとか、そういう観点からすると大変重要な問題で、さらに支所の役割、あるいは新しい建設計画なども片方で出してこない、この定数の問題はなかなかはっきり言いにくいという議会の立場もわかっていただきたいというふうに思いますし、また基本4項目である名称についてもまだきちとした決定の手順もお示しをされていないというようなこともありますので、この議員等検討委員会で今すぐ結論をどうこうしなさいという迫り方をされると藤島町としては大変苦しいのかなというふうに思います。地域審議会についても議会の議決権を侵害しないやり方はいろいろあります。そのことも先ほども言いましたように、専門小委員会で議論したかったのでありますが、なかなか協定項目との関係でどこで細かな役割などについて議論する場所があるのか、私もここにきてまたわからなくなってきました。ですから、それらと並行して議員の定数についても決めていいのではないかと、この定数だけを早くあわてて決定するようなことでなくともいいのではないかと、だからといって藤島町として答えを出さないよということでもありません。先ほど副議長から報告したように、藤島町としても拮抗した状況です。どちらが正しくてどちらが正しくないというような問題でもありませんので、多数決で決めて藤島町としてはこのような答えをこの小委員会に出すというようなこともいかがかと私は考えていますので、大変苦慮しているところです。

○**山口 猛委員** この小委員会に与えられたことは、委員の皆さんご案内のとおりですので特別申し上げることはありませんが、事務局にお尋ねをしたいと思います。この議員定数はいつ、これから何月ごろ、どの場で決定するのか、そして決定したら各議会でいつごろ、いつの議会で議決をするのか、これを参考までに示していただきたいと思います。

○**芳賀 肇事務局長** 先ほど委員長からお話ありましたとおり、会長がこの委員会に諮って、それを受けて今後のスケジュールを事務局で組むつもりでおりましたので、それを先行してうちのほうでスケジュールについて今計画は持っていないところでございます。

○**榎本政規委員長** よろしいですか、山口委員さん。個人的な見解になりますけれども、議員定数に関しては私たちだけの問題ではありません。これは新市の議会に立候補しようという方もおられるかもしれません。そういう人を考えれば少なくとも合併の1年前には議員定数を示すべきだろうと、そうなれば各議会でも3月定例会で議会の承

諾を得た形で議員定数を、これ合併なるかならないかというのはわからないところですが、その辺も含めて1年前にはきちっとした新市の議会議員の定数はこうであるということを各議会とも了承という形を取らないと、これは進まないんじゃないかと。そうすると少なくともその前に会長に報告して、会長から全体の協議会にかかることだと思いますので、検討小委員会にこういう諮問をしましたというのが全体の法定協にかかっているわけですから、答申を経て全体の法定協にかけて、それから法定協で決定して、各構成市町村議会にお願いをするという手順になるのかなと。遅くとも3月にはというのは私個人の意見です。それは6月でもいいんだ、9月でもいいだろうというような形になるのかもしれませんが、少なくとも1回目の答申については答えがどうであろうと12月定例会前までに一度報告する義務があるのかなと思っています。

ほかに議員定数について、今まで話し合われてきたのに関連しなくても結構ですので、委員の皆さんのご意見があれば。

○**大滝助太郎委員** さっき若干誤解された面もあるのかなというふうに思いますので一言言わせていただきます。地域審議会が設置になればいいんだということではなくて、せめてそのぐらいのことは考えられるのかということですので、私から言わせればやはり新市の姿が見えるというのが一つの条件です。しかし時間的な経緯もあるしということであれば、せめてそういう合意ぐらいはここでできないものかなと、こういうことですので、それありきということじゃなくて、私も本来であれば副委員長ということですので、榎本委員長に協力しながら進めていくという任務もありますので、それはせめてそのぐらいのことはここで全員で合意がされるのかなということで申し上げたつもりでございますので、ひとつ誤解のないようにお願いします。

○**榎本政規委員長** きょうで12月定例会前の答申の結論を得るというような形にはならないのかもしれませんが、こういうふうな地域審議会という全体の法定協の問題も出てまいりましたものですから、なお12月定例会前までにもう一度ぐらい開催して、その場で皆さんのご意見を集約しながら会長に答申をしまいたいなと思っていますので、二つほどの議会のほうで12月定例会前まである一定の方向性を出したいというところもあるもんですから、今ここでいち早く答申を、会長に対する考え方を述べるというのは時期尚早なのではないかなと思ひまして、なお賢明なる委員の皆さんですので、12月の定例会前までに一応お決めいただいたところがどこで、結論としてどういうふうな形で答申するのかも含めてご検討いただければなど、できないのであればできないという形で仕方がないのかなと思いますので、その辺も含めてご検討願えればと思います。

そのほかに皆さんからご意見等あれば。

○**本城昭一委員** 地域審議会というものの設置というのは、いろいろ不安があって住民の意見を十分に吸収、そして反映されないおそれがあると、こういうことのようにあります。しかし、きょうの各小委員会もそうでしょうけども、私どもの第二小委員会

ではやはりサービスの窓口ということについても一つのテーマにして議論してまいりました。その中で例えば朝日村から鶴岡に通勤している方が、今度は鶴岡の窓口でもそういう書類とかいろんなものが取れますよと、そういうシステムになりますよという、そういう方向性が示されて検討されているわけです。それから、消防防災の問題についてのサービスも、これまでより以上に救急救命士等を増やしながら地域格差が起らないような方向性が施策として示されているわけです。私はサービスが今よりも低下するということはこれまでの検討の中で考えてこなかったものですから、なぜそういうものをつくるのかというのがよくわからなかったんです。これは住んでいる場所によっていろいろ見方が違うのしょうけども、しかし今各専門小委員会で新しいまちづくりの建設計画に反映させるためにいろいろ検討しているんです。これがまとまって建設計画ができるわけですから、今、新市のこれからの青写真がまだ誰の目にもはっきり出てないわけです。これは皆不安です。しかし、それを我々がつくっていかうということで今小委員会に入っているわけですので、その場でサービスが低下しないように個々の課題、あるいは施策の方向を主張していく、これが我々委員の仕事だろうと思って、委員会の運営もそういうふうに心がけているわけでありすけれども、それでもなおかつ不安なのかなと、これは鶴岡市をひとつも信用してないな、こういう感じになるものですから、私もいささかへそを曲げました。それだけは申し上げます。

○**齋藤 久委員** そういうことではなく、合併理念について合併協議会でまだ具体的な案が出てきていませんけれども、新市のイメージとしては住民が主役、それから地域特色が光るまちづくりという、さらにきちっとした形で受け皿として十分対応できるようなまちづくりをイメージしているわけで、一体感だとかそういうことを十分新市には期待しております。合併効果も出さなければならないことは十分わかりますけれども、ただやっぱりその人口規模の大きい小さいという、そういう周辺部の心配を大きな議会に直接かわらない程度で、地域のことは地域で決めましょうと、その決めたことには責任を持ちましょうというまったくこれからの地方分権をもっと進める合併ということを私はイメージしているのであって、鶴岡がどう、ほかがどうということではなく、意識してもらいたいのですけども。

○**須藤栄弘委員** 特定の市町村を信用しないというようなことではなくて、お互い協調と信頼関係に基づいてつくっていくものだと思いますし、そのためにここに参画していると考えております。地域審議会についてこの小委員会で設置を決定できないというようなご意見でございますので、小委員会の付帯決議、あるいは答申に対しての付帯意見としてつけるというような方法もあるのかなと自分は考えます。

○**榎本政規委員長** 付帯決議という形もあるんでしょうけれども、法定協は私たちだけが委員じゃないものですから、議会サイドで付帯決議をつけて有識者の皆さんの協議に足かせをするようなことは私はちょっと難しいと思っております。これは今鶴岡市の本城委員から言われたとおり、全会一致ならないものを付帯決議というのはちょっ

と難しいのではないかなと。その辺も含めて、皆さんからご意見がなければ、次回にもう少し課題としてこのようなことというのも含めて話し合いをしたいと思いますけれども、今までの話し合いについて何か皆さんからご意見あれば...

○**斎藤助夫委員** 本来であればきょうは、前回うちのほうの本城委員からお話ありましたように、じゃあ定数特例でいった場合はどのくらいの議員ということで、その辺出てくるかなと思っていたのですが、そこまで至らなかったし、一連の各町村からの報告を受けまして委員長から地域審議会の話も出まして議論を交わしたわけですが、先ほど藤島の押井委員さんからもやっぱりこの定数と地域審議会とかそういうものについてはリンクすべきでないという貴重な意見もありましたし、それから最後のほうで櫛引町さんを初め何とか12月の定例会前までには結論を出したいと、そういう意向も示されましたので、その辺の意向も含めまして、これからの協議会としてのタイムスケジュールがあると思いますけれども、何とか従前の予定どおり12月定例会前までにはこの委員会としての答申が出せるようであればいいなと思います。その辺委員長さんからも特段のご配慮をいただきたいと最後にお願いだけさせていただきたいと思います。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。ほかに。

○**佐藤甚一郎委員** また話をぶり返すようで申しわけないんですが、地域審議会というその名前がどうなのかよくわからないんですが、新しい市の市長は当然合併市長でありますから、合併した町村の様々なことについてやっぱり配慮する必要があるんだろうと思います。そういう配慮のない市長というのはこれはまず失格だと思いますし、そういう中でじゃあどういう形でその地域の意見を聞くことができるかと、こういうことになると市議員がその代表であるということになると、市議員というのはまさに私は前回申し上げたエゴの集団、かたまり、そういうことになるんだろうと思うんです。もっと市議員というのは別の側面で15万の市民の全体のことを考えるべきであって、やっぱり合併までに当然詰めた話をできる部分もあれば、詰めた話のできない部分もある、そこら辺の持ち越したという部分についてはやっぱり新市の市長というのはそれだけの配慮が必要だと思います。ですからこの場で地域審議会の位置づけというものをきっちり決めるというのは、これは不可能なんだと思います。しかし、別の場で地域審議会というものをきちっとした形で決めると、これは可能だと思います。そういうようなことで運んではいかがなものかと思います。

○**菅原 元委員** 定数の関係でまず12月定例会前までは答申をするということでは異議はないと思います。ただ中身についてですけども、今原理原則と在任特例が真っ向から分かれているわけですが、例えば中身として両論併記として答申できるのかどうか、やはり一本でいくんだという、この点委員長は考えているのか、その点はいかがですか。

○**榎本政規委員長** まだ答えが出ていない議会もあるものですから、一本になるのか二本になるのか三本になるのか、あるいはまとまりませんのでとりあえず時間を貸していただきたいとか、いやまとまりませんのでそのまま法定協にお返ししますというまとめ方をするのか、次回の会議の中で皆さんからご意見を伺っていききたい。結論を出せるような状況でないということも十分わかった上でなおかつ次回まではある一定の方向性を出していく、それでないとこの場でたたき台をつくる、論議をするということまで、論議のテーブルまで上がってこない議会もまだあるわけですので、その辺だけは次回のところまで出していただいて、出なかったら出なかったでそれはしょうがないんだと、出なかったところで皆さんからご意見をいただいて、答申は12月定例会前までと言われていることですので、そこまでは1度どういう形であれ答申はせざるを得ないというふうに思っています。その意見は私の独断で決めるんじゃないくて、ここの委員会として皆さんから一致した形で出さざるを得ないと思います。定数を除いてです。

○**齋藤 久委員** まとめ方ですけれども、先ほども藤島町の苦労しているお話をさせていただきましたが、全体で127人で原則が何人、あるいは特例を使わせてもらいたい、特例も二つあるわけですが、何人という決め方は不可能ですか。127人の数でどうこうという決定の仕方は、これはやっぱり無理な話でしょうか。

（何事か言う声あり）

○**榎本政規委員長** 127人全員から聞くというのは、じゃあ我々はいったい何のために委員で出ているのだと言われてそんなばかな話という、後ろのほうの傍聴席に議員の皆さんいますけども、私は笑われるんじゃないかなと思います。それは難しいんじゃないですか。出なかったら出なかったで、それでしょうがないと思います。七つの市町村議会が一致した答えが出なければ出ないで、じゃあしかるべき機関にお任せするのか、あるいはこの場でどういうふうな形を取るのかというのは、そこも詰めていかなければならない問題とは思います。

（「決め方も決めなければならない。」という声あり）

○**榎本政規委員長** そういうことです。決め方も三論併記なんていうことはできないとすれば、しかし仮に三論併記したところで、会長が法定協に提案したときに三論そのまま出ましたと、皆さんここで決めていただきたいと、法定協で今度決まるという形になるんじゃないかなと思います。ただ私たち議員に諮問されて各市町村議会の議長、あるいは特別委員長として、バッチをつけた議員としてそのようなことはとても委員長としてはできないんじゃないかなと、議員の皆さんもこれはすべて私たち傍聴席にいる市民、町民、村民の皆さんから冷ややかな目で見られてるんじゃないかと、私はそう思っています。

4 そ の 他

- **榎本政規委員長** それじゃ、ほかに委員の皆さんから何かご意見等あれば。

（「なし。」という声あり）

- **榎本政規委員長** なければ次回ですけれども、事務局のほうに聞きますけれども、次回の法定協はいつの予定でしょうか。

- **佐藤智志事務局次長** 次回は、12月1日3時から鶴岡市の出羽庄内国際村で予定をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

- **榎本政規委員長** 次回は12月1日3時から鶴岡の出羽庄内国際村ということであります。2時から運営小委員会ですか、だとすればきょうと同じで12時ごろから議員定数等検討小委員会を開きたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

（「賛成。」という声あり）

- **榎本政規委員長** また同じく2時間ぐらいとすれば、2時から運営小委員会で私と佐藤甚一郎委員さんが出なければならぬものですから、12時でよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

- **榎本政規委員長** 12時だとすれば事務局のほう、お昼用意できますか。じゃあ12時で…。

（「12時で間に合うか。」という声あり）

- **榎本政規委員長** 2時間あれば間に合うんじゃないでしょうか、今も1時間40分ぐらいですので。だから、まとまらなければまとまらないということでまとめるしかない。12時でいいですか、それとも11時ごろから…。

（何事か言う声あり）

- **榎本政規委員長** じゃあ12時から始めますので、11時半ころまで終わり次第おいでいただいて、ご飯を食べて12時からということではよろしいですか。

（「はい。」という声あり）

- **榎本政規委員長** 事務局はいいですね。じゃあ次回は12月1日12時からということにいたしたいと思います。

5 閉 会（午後1時42分）

- **榎本政規委員長** なかなか皆さんの意見が分かれているもんですから、リーダーシップのない委員長できょうの段階では意見を集約することができませんので、ただ12月1日には皆さんの意見が少しでも縮まって、何とか意見集約ができて無事答申を出せるようなことを期待を申し上げまして、第6回の議会議員定数等検討小委員会を閉会させていただきます。どうもご苦労様でした。